

平成20年4月から

新しい健康診査制度が始まります

加入している医療保険によつて受診形態が異なります。

町民の皆さんには、今まで町の基本健康診査を受診していただいておりましたが、医療制度改正に伴い、平成20年4月から、皆さんのが加入している医療保険者（国保、社会保険、共済等）が行う生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導を受診していくことになります。また、65歳以上の方は、特定健診と同時に介護予防を目的とした『生活機能評価』を受診していただくことになります。

特定健診、特定保健指導、 生活機能評価とは

受診対象者は

特定健康診査（特定健診）では、メタボリックシンドロームに着目した健診を行い、健診の結果に応じて、病気と生活習慣との関連から、自ら生活習慣の改善を要すると判断される方には特定保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減らすことを目的とします。

また、生活機能評価は、心身の健康状態や日常生活の動作などをチェックして、介護状態をもたらす原因の早期発見を目的とし、日常の活動状況や栄養状態を調べる検査が盛り込まれています。

特定健診受診対象者は、40～74歳までのすべての方が対象となります。75歳以上の方（後期高齢者医療制度に加入した方）については、特定健診に準じる健診を実施します。

生活機能評価受診対象者は、要介護認定を受けていない65歳以上のすべての方が対象となります。

どこで受診するの？

特定健診は、医療保険者の義務として行う健診です。従つて、皆

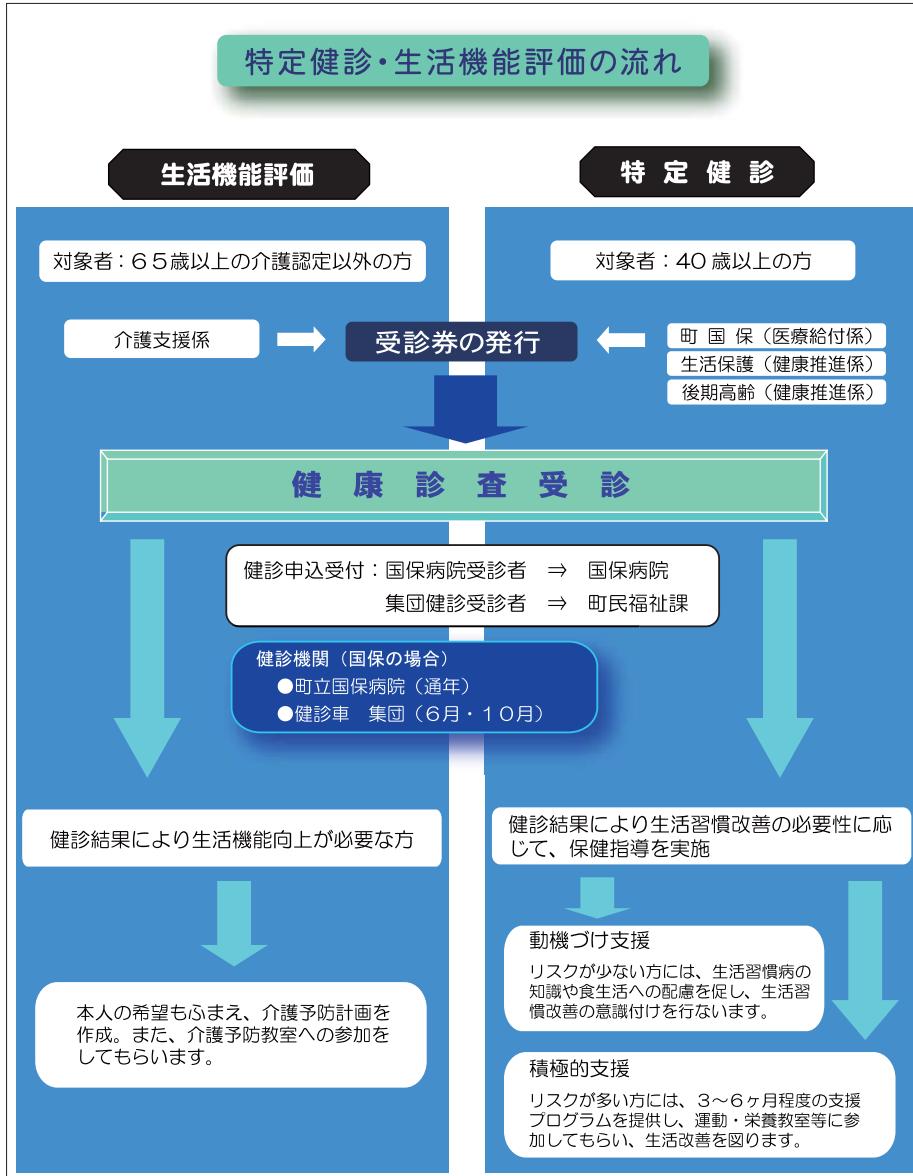
さんが加入している医療保険者が指定する健診機関で受診していたただくことになります。（下の図み参照）

【国民健康保険に加入している方、75歳以上の方、 生活保護を受けられている方】

- 新冠町が指定する健診機関で健診を受けることになります。
- ①6月と10月に行う集団バス健診（保健センター）
(日程が決定しましたら、お知らせします。)
 - ②新冠町国民健康保険病院（通年で、実施します。）
 - ③生活機能評価は、特定健診と同時に受診していただきます。

【国民健康保険以外の医療保険に加入している方】

- ①お勤めの方は、事業所で行う健診が優先されます。
- ②ご家族（被扶養者）は、加入している医療保険者が指定する健診機関で健診を受けることになります。
- ③生活機能評価は、新冠町で指定する健診機関で受けることになります。



特定健診は、各医療保険者の義務として実施するもので、その費用は保険税（保険料）で賄います。したがって、受診する方が限定されているため、自己負担が伴いますのでご了承願います。

①国保加入者の方は40～64歳の方

- は1,000円、65～74歳の方は650円です。
- ②75歳以上の方は、健診費用の1割（約500円前後）
 - ③国保以外の方は、加入している保険者が定めた割合（金額）
 - ④生活保護の方は、無料です。
 - ⑤生活機能評価は、平成20年度は無料です。

費用はかかるの？

がん検診等は？

これまでに実施してきた『がん検診』（胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん）、『肝炎ウイルス検診』、『エキノコックス症検診』について、加入している医療保険関係なく新冠町民の方であれば年2回、特定健診と同じ集団健診で受診することができます。対象者は今までと同じ40歳以上の方が対象となります。

なお、『前立腺がん検診』は50歳以上の男性、『エキノコックス症検診』は小学校3年生以上の方が対象となっています。

『乳がん・子宮がん検診』についても医療保険に関係なく実施し、今までと同じく年1回、保健センターで受診することができます。対象者については、乳がん検診は40歳以上の方、子宮がん検診は20歳以上の方が対象となります。検診時期については、実施1ヶ月前に駐在員文書等でお知らせします。

新冠町国民健康保険からのお知らせ

新冠町国保では、特定健診・定期保健指導等実施計画書を策定しました。

計画書では、特定健診等の目的や健診率などの目標値を定めています。

この計画書は、役場窓口に置いています。その他、新冠町ホームページでもご覧になれます。

- お問い合わせ先
- ▽特定健診に関すること
- 町民福祉課医療給付係 健康推進係
- △生活機能評価に関すること
- 町民福祉課介護支援係

☎ 47・2111
(内線141・144)
☎ 47・2111
(内線142)